

[資料]

フランスの緊急事態法律と「緊急事態一般化法律」

奥村公輔

1. はじめに

2015年11月13日のパリ同時多発テロを受けて「1955年4月3日法律第385号〔訳者注：下記の緊急事態法律〕の適用に関する2015年11月14日デクレ第1475号」⁽¹⁾に基づいて宣言されたフランスの緊急事態（以下、本緊急事態）は、6つの緊急事態延長法律⁽²⁾によって約2年間も延長され続けたが、2017年11月1日によようやく終了した。本緊急事態宣言当時の「緊急事態に関する1955年4月3日法律第385号」（以下、緊急事態法律）は、必ずしもテロ対策のための行政措置をとることを目的とする法律ではなかったが、4つの緊急事態延長法律⁽³⁾及び（緊急事態延長法律ではない）通常法律たる「公的安全に関する2017年2月28日法律第258号」（以下、2017年2

(1) 本デクレの内容については、拙訳「補訂：フランス緊急事態法関係法令集」駒澤大学法学部研究紀要76号（2018年）117頁を参照。

(2) ①緊急事態に関する1955年4月3日法律第385号の適用を延長し、その諸規定の実効性を強化する2015年11月20日法律第1501号、②緊急事態に関する1955年4月3日法律第385号の適用を延長する2016年2月19日法律第162号、③緊急事態に関する1955年4月3日法律第385号の適用を延長する2016年5月20日法律第629号、④緊急事態に関する1955年4月3日法律第385号の適用を延長し、反テロリスト闘争の強化措置に関する2016年7月21日法律第987号、⑤緊急事態に関する1955年4月3日法律第385号の適用を延長する2016年12月19日法律第1767号、⑥緊急事態に関する1955年4月3日法律の適用を延長する2017年7月11日法律第1154号。①～⑥の内容につき、拙訳・前掲注（1）118-126頁、128-129頁を参照。

(3) 前掲注（2）の①、④、⑤、⑥の諸法律。

月 28 日法律)⁽⁴⁾によってテロ対策のための改正がなされ、緊急事態法律はテロ対策立法としての性格を有するに至った⁽⁵⁾。ただし、このように漸次改正され続けていた緊急事態法律については、憲法院のいくつかの判決によりその諸規定が違憲無効とされていた⁽⁶⁾。

一方、本緊急事態が緊急事態延長法律により延長され続けるにあたり、「永続的例外事態 (état d'exception permanent)」との批判が強まるに至り、立法者は本緊急事態を終了させることを迫られた⁽⁷⁾。とはいえ、テロの脅威は存続し続けるがゆえに、立法者は、通常法律による強力なテロ対策法律を作る必要があった。そこで、「国内安全及びテロとの闘いを強化する 2017 年 10 月 30 日法律第 1510 号」(以下、2017 年 10 月 30 日法律)が制定され、その第 1 条から第 4 条は、緊急事態でのみとることができる行政措置の一部と似た 4 つの措置 (①保護区域の設置 (第 1 条)、②礼拝場の閉鎖 (第 2 条)、③行政統制・監視個別措置 (第 3 条)、④訪問〔という名の行政家宅捜索〕及び押収 (第 4 条))を通常事態においても採ることを可能とし、同時に第 5 条は、行政措置に対する議会統制 (第 1 節)を定め、また、第 1 条から第 4 条までの行政措置及び第 5 章第 1 節の議会統制に関する諸規定は 2020 年 12 月 31 日まで適用される旨 (第 2 節)を規定した。そして、2017 年 10 月 30 日法律の第 1 条から第 5 章第 1 節までは、それぞれ、「国内安全法典」法律の部第 2 部第 2 編第 6 章から第 10 章に組み込まれる (第 1 条の保護区域の設置は第 6 章、第 2 条の礼拝場の閉鎖は第 7 章、第 3 条の行政統制・監視個別措置は第 8 章、第 4 条の訪問及び押収は第 9 章、第 5 条第 1 節の議会統制は第 10 条)ため、本緊急事態終了後の強力なテロ対策は、「国内安全法

(4) この法律の内容については、拙訳・前掲注 (1) 126-128 頁を参照。

(5) 2017 年 2 月末までの状況の分析につき、拙稿「フランスにおけるテロ対策と緊急事態「法」の現況」論ジュリ 21 号 (2017 年) 41-46 頁を参照。

(6) 緊急事態法律に関する 9 つの憲法院判決につき、拙稿「フランスにおけるテロ対策強化の諸問題 - 「永続的例外事態」と「緊急事態の一般化」 - 」法律時報 90 巻 9 号 (2018 年) 124 頁を参照。

(7) 「永続的例外事態」に関する批判と本緊急事態終了の経緯について、詳しくは、拙稿・前掲注 (6) 124-125 頁。

典」により実施されることになったのである。しかしながら、緊急事態においてのみとることができる一部の行政措置と似た措置を通常事態においてもとることを可能とすることは、「緊急事態の一般化 (banalisation de l'état d'urgence)」⁽⁸⁾と非難されることとなった。

この点、筆書はすでに、まず、本緊急事態が適用されていた2016年12月24日時点の緊急事態法律⁽⁹⁾、次いで、本緊急事態が終了した2018年1月19日時点の緊急事態法律⁽¹⁰⁾について訳出している。しかしその後、「安全の領域におけるEU法への適合のための多様な諸規定に関する2018年2月26日法律第133号」(以下、2018年2月26日法律)第22条及び第24条により緊急事態法律第9条及び第15条が改正された。また、後者の時点では、第8-1条は2017年12月1日憲法院QPC判決第677号によって違憲とされていたが、本判決は、立法者にこの規定が合憲となるように改正する猶予を与え、2018年6月30日に無効となる将来効判決であったため、立法者による第8-1条改正の可能性があった。ところが結局、立法者は期日までに第8-1条の改正を行わず、第8-1条は無効となった。さらに、本緊急事態下でとられた行政措置に基づく緊急事態法律の諸規定に関するQPC(合憲性優先問題)が2019年1月28日現在において憲法院において受理されていない。以上のことから、緊急事態法律の内容はいったん落ち着きを見せることとなった。そこで、まず2において、2019年1月28日現在の緊急事態法律を訳出する。

他方、筆者はすでに、2018年1月19日時点における2017年10月30日法律の全体をも訳出している⁽¹¹⁾。だがその後、「緊急事態の一般化」と呼ば

(8) なぜ「緊急事態の一般化」と呼ばれるのかについて、詳しくは、拙稿・前掲注(6)125-127頁を参照。

(9) 拙訳「フランス緊急事態法関係法令集」駒澤法学16巻3号(2017年)94-106頁。

(10) 拙訳・前掲注(1)129-141頁。

(11) 拙訳「〔フランス法令翻訳〕国内安全及びテロとの闘いを強化する2017年10月30日法律第1510号」駒澤法学17巻2=3=4号(2018年)104-138頁。

れる 2017 年 10 月 30 日第 1 条から第 4 条（及びその議会統制に関する第 5 条第 1 節）が組み込まれた国内安全法典第 2 部第 2 編第 6 章から第 9 章（及び議会統制に関しては第 10 章）の諸規定についての 2 件の憲法院 QPC 判決が下された。そして、2018 年 2 月 16 日憲法院 QPC 判決第 691 号及び 2018 年 3 月 29 日憲法院 QPC 判決第 695 号は、それぞれ、違憲とした文言（前者は国内安全法典 L 第 228-2 条第 3 項第 2 文の一部の文言、後者は国内安全法典 L 第 228-5 条第 3 項第 2 文の一部の文言）について立法者に法改正の猶予を与え、2018 年 10 月 1 日に無効となる将来効判決をも含んでいた⁽¹²⁾が、いずれの規定も結局期日までに法改正が行われなかったため、その文言は無効となった。一方、後者の判決は、国内安全法典法律の部第 2 部第 2 編第 6 章から第 9 章の諸規定について、即時に無効とした諸規定及び前記の 2018 年 10 月 1 日に無効となるとした規定を除き、合憲判決又は解釈留保付き合憲判決⁽¹³⁾を下している。また、2019 年 1 月 28 日現在、国内安全法典法律の部第 2 部第 2 編第 6 章から第 9 章の諸規定及び第 10 章の議会統制に関する規定に関する QPC は憲法院において受理されていない。したがって、「緊急事態の一般化」と呼ばれる国内安全法典法律の部第 2 部第 2 編第 6 章から第 9 章及びその議会統制に関する第 10 章の内容も落ち着きをみせている。したがって、3 において、2019 年 1 月 28 日現在の「緊急事態一般化法律」としての国内安全法典法律の部第 2 部第 2 編第 6 章から第 9 章及び第 10 章を訳出する。

このような両者のテキストの訳出を通じて、本稿は、前訳での翻訳が不適切な部分を改訂しつつ、緊急事態法律の諸規定と「緊急事態一般化法律」の諸規定との異同を明確にすることを目的としている。なお、両者のテキストについては、フランス政府の管理する法令検索サイト「Legifrance」

(12) 後掲注 (26) 及び (30) も参照。

(13) 後掲注 (24)、(25) 及び (29) も参照。なお、解釈留保付き合憲判決につき、詳しくは、拙稿「フランスにおける憲法適合的解釈——憲法院による解釈留保付き合憲判決と国家機関によるその尊重」土井真一（編）『憲法適合的解釈の比較研究』（有斐閣、2018 年）149-178 頁を参照。

(<https://www.legifrance.gouv.fr/>) を参照した (2019年1月28日最終閲覧)。

2. 緊急事態に関する 1955年4月3日法律第385号 (2018年月2月26日最終改正)

第1章

第1条〔緊急事態適用の要件及び領土〕(2011年5月17日法律により最終改正) 緊急事態は、公共の秩序に対する重大な侵害を引き起こすような急迫の危険が生じるとき、又は、その性質及びその重大性により公共的災害を構成するような事態が生じるとき、本土、海外県、憲法第74条で規定されている海外公共団体及びニューカレドニアの全部又は一部に宣言することができる。

第2条〔デクレによる緊急事態宣言〕(1960年4月15日オルドナンスにより最終改正) 緊急事態は閣議を経たデクレにより宣言する。このデクレは、緊急事態が効力を生じる一つ又は複数の行政領域を定める。

② 前項で定める行政領域の限度内において、緊急事態が適用される区域はデクレにより定める。

③ 緊急事態の12日を超える延長は、法律によってのみ認めることができる。

第3条〔法律による延長期間の決定〕(1960年4月15日オルドナンスにより最終改正) 緊急事態の12日を超える延長を認める法律は、その有効期間を定める。

第4条〔内閣総辞職又は国民議会解散の場合〕(1960年4月15日オルドナンスにより最終改正) 緊急事態を延長する法律は、内閣が総辞職し、又は、国民議会が解散した日から15日後にその効力を失う。

第4-1条〔議会による緊急事態における行政措置の統制〕(2016年7月21

日法律により最終改正) 国民議会及び元老院は、緊急事態の間に内閣によってとられた措置について、遅滞なく通知を受ける。行政当局は、本法律を適用してとるすべての行為の謄本を遅滞なく国民議会及び元老院に送付する。国民議会及び元老院は、これらの措置の統制及び評価の枠組みの下であらゆる補完情報を求めることができる。

第5条〔県知事による保護区域の設置〕(2017年7月11日法律により最終改正・2018年1月11日憲法院QPC判決第684号により修正) 緊急事態の宣言は、その全部又は一部が第2条で定める行政領域に含まれる県の知事に、公共の安全及び秩序への障害を予防する目的において、次の各号に定める権限を付与する。

一 条例で定める場所及び時間帯において人々又は車両の通行を禁止すること

二 (削除)⁽¹⁴⁾

三 その行動が公共の安全及び秩序に対する脅威となると思われる重大な理由が存在することに鑑みて、県の全部又は一部において、すべての者の滞在を禁止すること。その決定は、措置の時間的に制限された期間、その決定を理由づける行為と場所の状況、及び、その決定が適用される地域を表明するが、その地域には当事者の住居を含めることはできない。

② 前項の措置は、該当者と思われる者の家族生活及び職業生活を考慮するものとする。

第6条〔内務大臣による居所指定〕(2017年2月28日法律により最終改正・2017年3月16日憲法院QPC判決により修正) 内務大臣は、第2条に基づくデクレにより定められた区域に居住し、その行動が同じ第2条で定められた行政区域における公共の安全及び秩序に対する脅威であると思われる重大な理由が存在するすべての者に対して、内務大臣が定める場所

⁽¹⁴⁾ 第5条第2号は2018年1月11日憲法院QPC判決第684号によって違憲無効とされた。

での居所指定を行うことができる。内務大臣は、その人物を、警察当局又は憲兵隊当局により居所指定の場所まで連行させることができる。

- ② 同様に、本条第1項で定める者は、24時間のうち12時間の制限の下で、内務大臣が定める毎時間、内務大臣によって決定される居所において滞在することを強制されうる。
- ③ 居所指定は、指定対象者に、市街地又は市街地の近郊に居住することを認めなければならない。居所指定は、指定対象者の家族生活及び職業生活を考慮するものとする。
- ④ いかなる場合においても、居所指定は、第1項で定める者が拘束される収容所を創設する効果を伴うものではない。
- ⑤ 行政当局は、居所を強制された者及びその家族の生活必需品を供給するため、あらゆる措置を講じなければならない。
- ⑥ 内務大臣は、居所指定された者に対して、次の各号のことを命じることができる。
 - 一 (7) 内務大臣が、義務が日曜日及び祝祭日を含めて適用されるかどうかを明確にしつつ、日に3回の出頭の限度で決定する頻度に応じて、警察当局又は憲兵隊当局に定期的に出頭する義務
 - 二 (8) 居所指定された者のパスポート又はすべての身分証明書の警察当局又は憲兵隊当局への引渡し。居住指定された者は、その代わりに、身分保護に関する2012年3月27日法律第410号第1条を適用してその身分証明の価値がある受領証を交付され、この第1条に基づいて、引渡しの日付及び引渡しされる書類の返還の様子が記される。
- ⑨ 本条第1項を適用して指定された場所に居住することを強制された者は、直接的であれ間接的であれ、その行動が公共の安全及び秩序への脅威となると思われる重大な理由が存在するような、特定の人物、とりわけ指定された特定の人物と関係をもつことを内務大臣によって禁止されうる。この禁止は、もはやその必要がないときには、解除される。
- ⑩ 居所指定された者が、テロ行為と位置づけられる重罪又は同様に位置づ

けられる禁固 10 年で罰せられる軽罪により自由剥奪刑で有罪判決を受け、8 年未満でその刑罰の執行を終えたとき、内務大臣は、また、携帯式電子監視の下にその者を置くことを命じることができる。この監視下に置くことは、書面で得られた当事者の同意の後で表明される。この当事者は、監視下に置かれるすべての期間、いかなるときも、国内領土のすべてにおいて遠隔での位置確定を可能にする技術装置の所持を強制される。この当事者は、警察及び憲兵隊の当局に定期的に出頭する義務も、第 2 項で定める居住場所に滞在する義務も強制されえない。ただし、遠隔位置確定装置の運用が連続して 12 時間以上の間、一時的に停止され又は深刻に歪められているとき、本項の定める諸義務は、技術装置の正常な運用の再開まで当事者に課すことができる。遠隔での統制を可能にする技術装置の使用は、コンセイユ・データの議を経たデクレによって定められた要件の下で授權された私人に認めることができる。内務大臣は、いつでも、特に、居所指定若しくは監視に関係する命令の下に置かれている者の義務不履行の場合又は遠隔での位置確定装置の技術障害の場合に、携帯式電子監視の下に置くことを終了することができる。

- ⑪ 管轄する共和国検事⁽¹⁵⁾は、すべての居所指定措置、居所指定にもらされる諸修正及び居所指定の終了について遅滞なく通知される。
- ⑫ 内務大臣は、第 2 項で定める制限の下での特定居所滞在強制の場所及び日程範囲、並びに、〔第 6 項〕第 1 号〔= 第 7 項〕で定める制限の下での警察当局又は憲兵隊当局への定期的出頭の日程、頻度及び場所を修正する権限を、行政区域上権限のある知事に委任することができる。
- ⑬ ある人物の居所指定の決定は、その効力を維持するためには、緊急事態の延長期間の最初に更新しなければならない。
- ⑭ 緊急事態の宣言のときから、及び、緊急事態のすべての期間について、前項で定める人物は、全体期間が 12 ヶ月を超えて居所指定されてはなら

(15) 大審裁判所の検察の長たる地位にある司法官。「検事正」とも訳される。

ない。

⑮ 前項の規定にかかわらず、内務大臣は、第14項で定める期間を超えての居所指定を延長することができる。延長は、3ヶ月を超えることができない。行政当局はいつでも、居所指定を終了させ、又は、本条の諸規定を適用して居所指定から生じる諸義務を縮減させることができる⁽¹⁶⁾。

⑯ 前項で定める要請は、同じ要件の下で更新することができる。

第6-1条〔公共の秩序に重大な侵害をもたらす結社の解散〕(2015年11月20日法律により創設) 国内安全法典L第212-1条の適用を妨げることなく、公共の秩序に重大な侵害をもたらす行為の役割に参加し、又は、その活動がこの役割を容易にし若しくはこの役割をそそのかすような事実上の結社又は団体は、閣議を経たデクレによって解散させられる。

② 本条の適用により解散させられた結社若しくは団体の維持又は再結成、又は、この維持若しくは再結成の組織化は、刑法典第431-15条及び第431-17条から第431-21条の規定する要件の下で制限される。

③ 本法律第14条の特例として、本条を根拠にしてなされる措置は、緊急事態が終わっても、その効力を生じさせ続ける。

④ 本条の適用により解散させられた結社若しくは団体の維持又は再結成を目的とする活動の予防のために、国内安全法典L第811-2条で定める特別な情報当局又は同法典L第811-4条で定める CONSEIL · DATA の議を経たデクレによって指名される当局は、同法典第8部で定める要件の下で情報技術を用いることができる。

(16) 2017年3月16日憲法院 QPC 判決第624号は、行政裁判法典L第511-1条が急速審理裁判官は一時的措置のみを決定することができ主要問題については付託されないと定めているのに対し、第6条旧第13項(2017年2月28日法律の第38条による改正後は第15項)は、CONSEIL · DATA 急速審理裁判官に居所指定の延長の許可又は不許可を終局的に決定することを認めるものであり、公平性原理及び実効的な裁判を受ける権利を侵害するとして、CONSEIL · DATA 急速審理裁判官に許可を要求する部分(第1文の該当する文言、第2文及び第3文の全体、第4文の該当する文言)を違憲無効とした。これにより、第6条第15項(旧第13項)は現在の条文内容となった。

第7条（削除）⁽¹⁷⁾

第8条〔内務大臣及び県知事による場所の一時的閉鎖〕（2016年7月21日法律により最終改正） 緊急事態が施行された領域すべてについては内務大臣が、県においては県知事が、第2条により定めるデクレによって画定された区域において、劇場、飲料提供店及びあらゆる種類の集会に供される場所、特に、その中で憎悪若しくは暴力の煽動又はテロ行為の役割の煽動を構成し、又は、そのようなテロ行為を擁護するような言葉が述べられるような礼拝の場の一時的な閉鎖を命じることができる。

- ② 内務大臣及び県知事は、一般的又は個別的に、騒擾を煽動又は持続させる性質を有する集会を同様に禁止することができる。
- ③ 公道での私人の行列、行進及び集会は、行政当局が保持している手段を考慮しても安全を確保することができないと証明するときは、禁止することができる。

第8-1条（削除）⁽¹⁸⁾

第9条〔武器及び弾薬の引き渡し命令〕（2018年2月26日法律により最終改正） 第8条で定められた行政当局は、国内安全法典L第311-2条で定められた、カテゴリー A から C に属する合法的に保持又は獲得された武器及び弾薬⁽¹⁹⁾の領置を命じることができる。県における国家代表も、公共の秩序の理由により、武器領置の個別的決定を行うことができる。

- ② 本条第1項を適用されて領置された武器に対しては、受領証が発行される。領置された武器は、領置の際の状態のままですべて所有者に返還される。

⁽¹⁷⁾ 第7条は2015年11月20日法律により廃止された。

⁽¹⁸⁾ すでに見たとおり、第8-1条は、2016年7月21日法律によって創設されたが、2017年12月1日憲法院QPC判決第677号によって違憲とされた。本判決は、立法者にこの規定が合憲となるように改正する猶予を与えており、2018年6月30日に無効となる将来効判決であったが、結局立法者は期日までに第8-1条の改正を行わず、第8-1条は無効となった。

⁽¹⁹⁾ 以前は、この後に「、並びに、カテゴリー D に属する登録された武器及び弾薬」という文言があったが、この文言は、2018年2月26日法律の第22条により削除された。

第10条〔緊急事態宣言の国防法典徴用実施規定の定める場合への付加〕

(2015年11月20日法律により最終改正) 緊急事態宣言は、国防法典第2巻第2部で定める要件の下での徴用実施についての同法典L第1111-2条で定める場合に付加される。

第11条〔緊急事態における行政家宅搜索等〕(2017年2月28日法律により最終改正)

第1節 緊急事態を宣言するデクレ又はそれを延長する法律は、明示規定により、第8条で定める行政当局に、その場所がその行動が公共の安全及び秩序に対する脅威になる人物が頻繁に行く場所であると思われる重大な理由が存在するときには、議員権限の行使又は弁護士、司法官又はジャーナリストの職業上の活動のために割り当てられた場所を除き、住居を含めてすべての場所において家宅搜索することを命じる権限を付与することができる。

- ② 家宅搜索を命じる決定は、家宅搜索の場所及び時間を明確にする。家宅搜索は、実施の緊急性又は必要性に根拠づけられた家宅搜索決定という特別の要因がある場合を除いて、21時から6時までの間に行うことができない。その区域を所管している共和国検事は、この決定を遅滞なく通知される。家宅搜索は、その区域を所管している司法警察官⁽²⁰⁾の立ち会いの下で行われる。家宅搜索は、居住者、又は、居住者がいないときはその代理人若しくは2名の証人の立ち会いの下でしか行うことはできない。
- ③ 家宅搜索によって他の場所が本節第1項で定める要件に該当することが明らかになったときは、行政当局はあらゆる手段によってその場所の家宅搜索を許可することができる。この許可は、最も適切な期限内で、形式上適正化される。共和国検事は、この許可を遅滞なく通知される。
- ④ 家宅搜索が行われる場所で発見された情報処理装置又は端末機器によ

(20) 共和国検事の指揮の下に、刑事手続法典 (Code de procédure pénal) の規定に則り活動する警察官。なお、現在の刑事手続法典は、以前、刑事訴訟法典 (Code de instruction criminelle) という名称であった。

り、この情報処理装置若しくは端末機器において又は他の情報処理装置若しくは端末機器において保存されているデータは、このデータがその装置そのものからアクセス可能である、又は、その装置そのものに基づいて利用可能であるとき、取得することができる。

- ⑤ 家宅捜索により、当事者の行動による公共の安全及び秩序に対する脅威に関する、特に情動的要素の存在が明らかになったときは、家宅捜索場所に存在するすべての情報処理装置又は端末機器において含まれるデータは、そのコピーにより、又は、そのコピーが家宅捜索の時間内に実現又は達成され得ないときはその機材の押収により、取得することができる。
- ⑥ 情報のコピー又は情報処理装置若しくは端末機器の押収は、司法警察官の立ち会いの下で行われる。その責任の下で家宅捜索を行う公務員は、押収の理由を示し、かつ、押収される物品の財産目録を記載した押収調書を作成する。この押収調書の謄本は、本節第2項で定める人物に引き渡される。押収されたデータ及び機材は、家宅捜索を行った当局の長の責任の下で保管される。押収後は、何人も裁判官の許可なくこれらにアクセスできない。
- ⑦ 行政当局は、押収後、地方行政裁判所の急速審理裁判官に、コピーされたデータ及び押収された機材の利用を可能にすることを要求する。急速審理裁判官は、家宅捜索によって明らかになった要素を勘案して、付託から48時間以内に、押収の適法性及び行政当局の要求について裁定する。当事者の行動による公共の安全と秩序に対する脅威とのあらゆる関連性を奪われた要素は、その許可から排除される。急速審理裁判官が却下した場合、本節第10項で定める抗告の留保の下で、コピーされた情報は消去され、押収された機材はその所有者に返還される。
- ⑧ 押収されたデータ及び機材は、急速審理裁判官によってその利用に厳密に必要であると認められた期間において、家宅捜索及び押収を行った当局の長の責任の下で保管する。情報処理装置又は端末機器は、場合によってはそれらが含んでいるデータのコピーを行った後に、その押収日から最大

15日の期限終了後、又は、この最大15日の期限内に付託された急速審理裁判官がそれらが含んでいるデータの利用を認めた日から最大15日の期限終了後、その所有者に返還される。コピーされたデータは⁽²¹⁾、その押収日から最大3ヶ月の期限終了後、又は、最大3ヶ月の期限内に付託された急速審理裁判官がその利用を認めた日から最大3ヶ月の期限終了後、消去される。

- ⑨ 押収された機材に含まれるデータへのアクセス又はコピーされたデータの利用において困難がある場合、必要なときには、本節第8項で定める期限は、その期限満了前の少なくとも48時間以内に行政当局によって付託された急速審理裁判官によって、同じ期限だけ延長することができる。急速審理裁判官は、行政当局によって提示された延長の要求について48時間以内に裁定する。データ及び押収された機材の利用又は検査によって違法性が確認されたときは、これらのデータ及び機材は刑事手続に関して適用される準則にしたがって保管される。
- ⑩ 本条の適用のために、急速審理裁判官は、押収がなされた場所を管轄する地方行政裁判所の急速審理裁判官とする。急速審理裁判官は、本条の留保の下、行政裁判法典第5部で定める形式で裁定する。急速審理裁判官の決定は、その公示の日から48時間の期限の下で、コンセイユ・デタ急速審理裁判官への上訴の対象となりうる。コンセイユ・デタ急速審理裁判官は、48時間の期限内において裁定する。上訴の場合、押収されたデータ及び機材は、本節第8項で定める要件の下で保管され続ける。
- ⑪ 家宅捜索をしたときは、場合によっては押収調書の謄本が送付される共和国検事に遅滞なく通知される報告書の作成が義務づけられる。家宅捜索

⁽²¹⁾ 第11条第8項第2文の最初に、「当事者の行動による公共の安全及び秩序に対する脅威の性格を有するデータを除いて」という文言があったが、2016年12月2日憲法院 QPC 判決第600号によって違憲とされた。憲法院は、立法者にこの規定を合憲となるように改正する猶予を与え、2017年3月1日に無効となる将来効判決を下したが、結局期日までに法改正が行われなかったため、この文言は無効となった。

命令の謄本は、家宅搜索の対象となっている人物に引き渡される。

- ⑫ 違法性が確認されたときは、司法警察官はその調書を作成し、あらゆる有益な押収を行い、共和国検事にそのことを遅滞なく通知する。
- ⑬ その行動が公共の安全及び秩序に対する脅威となると思われる重大な理由が存在するときは、行政家宅搜索の場所に居合わせた人物は、家宅搜索の実施に厳密に必要な期間の間、司法警察官によって留め置きをされうる。共和国検事は、留め置きの開始からそのことの通知を受ける。
- ⑭ 前項の留め置きの対象となった人物は、司法警察官によって、その選択によりあらゆる人物に及びその雇用者に通知させる権利を有していることを通知される。司法警察官が、その留め置きに関係する必要性の理由により、その要求を認めるべきではないと判断したときは、司法警察官は、このことについて、必要があればその要求を認める決定をする共和国検事に遅滞なく判断を仰ぐ。
- ⑮ 留め置きは家宅搜索の開始から4時間を超えることはできず、共和国検事はいつでも留め置きを終了させることができる。
- ⑯ 未成年者の場合は、その留め置きは共和国検事の明示の同意の対象となる。未成年者は、法的に正当化されることが不可能である場合を除き、その法律上の代理人の保佐を受けなければならない。
- ⑰ 司法警察官は、調書において、留め置きを正当化する理由を示す。司法警察官は、留め置きが開始された日時、留め置きの終了日時及び留め置きの期間を明示する。
- ⑱ 前項の調書は、当事者の署名に付される。この当事者が調書に署名することを拒否したときは、拒否の事実及び理由が調書に記載される。
- ⑲ 調書の謄本が当事者に引き渡された後に、その調書は共和国検事に移送される。
- ⑳ 留め置き期間は、必要があれば、警察留置期間に算入する。
- ㉑ 本節は、第2条で定めるデクレによって画定された区域においてしか適用され得ない。

第2節 内務大臣は、テロ行為の遂行を煽動し又はテロ行為の遂行を称賛するあらゆる公共通信機関の〔通信〕遮断を確保するために、あらゆる措置をとることができる。

第12条 (削除)⁽²²⁾

第13条〔本法律の諸条項への違反行為に対する刑罰規定〕(2017年2月28日法律により最終改正) 第5条、第8条及び第9条への違反には、禁固6ヶ月及び罰金7,500ユーロが科せられる。

- ② 第6条第1項への違反には、禁固3年及び罰金45,000ユーロが科せられる。
- ③ 第6条第2項及び第6項から第10項までへの違反には、禁固1年及び罰金15,000ユーロが科せられる。
- ④ 定められた措置の行政当局による職務執行は、前三項の刑罰規定の存在にかかわらず、確保されうる。

第14条〔緊急事態終了に伴う措置の失効〕(2015年11月20日法律により最終改正) 本法律を適用して実施される措置は、緊急事態が終了すると同時に、その効力を失う。

第14-1条〔緊急事態下で実施される措置に対する行政裁判官の統制〕(2016年7月21日法律により最終改正) 第13条で定める刑罰を除いて、本法律に基づいて実施される措置は、行政裁判法典、特に第5部で定められた要件の下、行政裁判官の統制に服する。

- ② 緊急性の要件は、居所指定措置に対する急速審理の申立てにおいては、満たされているものとみなす。

第2章

第15条〔本法律のフランス全領土への適用〕(2018年2月26日法律により最終改正) 安全の領域におけるEU法への適合のための多様な諸規定に

⁽²²⁾ 第12条は2015年11月20日法律により廃止された。

関する 2018 年 2 月 26 日法律第 133 号から生じたテキストの下で、本法律は共和国の領土全体について適用する。

第 16 条（削除）⁽²³⁾

第 17 条〔本法律の海外領土への適用〕（2015 年 11 月 20 日法律により最終改正） 本法律の適用について、

a) マイヨットにおいて

- 一 県についての言及は、マイヨットへの言及として置換する。
- 二 県知事についての言及は、マイヨット国家代表への言及として置換する。
- 三 第 5 条における「その全部又は一部が第 2 条で定める行政領域に含まれる県の」という文言は、「マイヨットの全部又は一部が第 2 条で定める行政領域に含まれるとき」という文言に置換する。

b) サン・バルテルミーにおいて

- 一 県についての言及は、サン・バルテルミーへの言及として置換する。
- 二 県知事についての言及は、サン・バルテルミー国家代表への言及として置換する。
- 三（削除）
- 四 第 5 条における「その全部又は一部が第 2 条で定める行政領域に含まれる県の」という文言は、「サン・バルテルミーの全部又は一部が第 2 条で定める行政領域に含まれるとき」という文言に置換する。

c) サン・マルタンにおいて

- 一 県についての言及は、サン・マルタンへの言及として置換する。
- 二 県知事についての言及は、サン・マルタン国家代表への言及として置換する。
- 三（削除）
- 四 第 5 条における「その全部又は一部が第 2 条で定める行政領域に含まれる県の」という文言は、「サン・マルタンの全部又は一部が第 2 条で定める行政領域に含まれるとき」という文言に置換する。

⁽²³⁾ 第 16 条は 2011 年 5 月 17 日法律により廃止された。

れる県の」という文言は、「サン・マルタンの全部又は一部が第2条で定める行政領域に含まれるとき」という文言に置換する。

d) サン＝ピエール・エ・ミクロンにおいて

一 県についての言及は、サン＝ピエール・エ・ミクロンへの言及として置換する。

二 (削除)

三 第5条における「その全部又は一部が第2条で定める行政領域に含まれる県の知事に」という文言は、「サン＝ピエール・エ・ミクロンの全部又は一部が第2条で定める行政領域に含まれるとき、サン＝ピエール・エ・ミクロンの知事に」という文言に置換する。

e) ウォリス・フツナ諸島において

一 県についての言及は、ウォリス・フツナ諸島への言及として置換する。

二 県知事についての言及は、ウォリス・フツナ諸島高等行政官への言及として置換する。

三 (削除)

四 第5条における「その全部又は一部が第2条で定める行政領域に含まれる県の」という文言は、「ウォリス・フツナ諸島の全部又は一部が第2条で定める行政領域に含まれるとき」という文言に置換する。

f) フランス領ポリネシアにおいて

一 県についての言及は、フランス領ポリネシアへの言及として置換する。

二 県知事についての言及は、フランス領ポリネシア共和国高等弁務官への言及として置換する。

三 (削除)

四 第5条における「その全部又は一部が第2条で定める行政領域に含まれる県の」という文言は、「フランス領ポリネシアの全部又は一部が第2条で定める行政領域に含まれるとき」という文言に置換する。

g) ニューカレドニアにおいて

一 県についての言及は、ニューカレドニアへの言及として置換する。

二 県知事についての言及は、ニューカレドニア共和国高等弁務官への言及として置換する。

三 (削除)

四 第5条における「その全部又は一部が第2条で定める行政領域に含まれる県の」という文言は、「ニューカレドニアの全部又は一部が第2条で定める行政領域に含まれるとき」という文言に置換する。

3. 国内安全法典 (抄)

法律の部

第2部 公共の秩序及び安全

第2編 テロ及び国家の基本的利益への攻撃

第6章 保護区域

L 第226-1条〔テロ予防のための保護区域の設置〕⁽²⁴⁾ その性質及びその頻繁性の程度のためにテロ行為の危険にさらされている場所又は事件の安全を確保するために、県における国家代表者、又は、パリでは警視総監は、理由付決定により、人の通行及び往来が規制される保護区域を設置することができる。

② 前項の決定は遅滞なく共和国検事に伝達され、当該区域の市町村長に通知される。

③ 第1項の決定は、脅威にさらされている場所及びその周辺並びにその通行地点に限定された保護区域を画定する。その範囲及び期間は、状況の必要性に適合し、比例する。この決定は、人の私的、職業的及び家族的生活

⁽²⁴⁾ L 第226-1条には、2018年3月29日憲法院 QPC 判決第695号により解釈留保が付されている (Cons. 27 33 et 44)。

の要請に適合させつつ、保護区域における人の通行及び往來の準則を定め、第4項及び第6項で定める検査の中から、かつ、その他すべての検査を除外して、人が保護区域に通行又は往來するために受けなければならない検査を定め、及び、これらの検査を実行する権限を与えられる公務員のカテゴリーを定める。

- ④ 第1項の決定は、刑事手続法典第16条第2号から第4号で定める公務員、及び、これらの公務員の責任の下で、刑事手続法典第20条、第21条第1号、第1号の2及び第1号の3で定める公務員が、保護区域内で、検査の対象となる人物の同意を得て、安全性の検査、目視検査及び手荷物検査を行うことを認めることができる。安全性の検査は、対象者と同性の者によって行われる。これらの業務の実施のために、これらの公務員は、司法警察官の権限の下に置かれた、本法典L第611-1条第1号で定める活動を行う公務員によって補佐されうる。
- ⑤ 市町村長の承認後、第1項の決定は、L第511-1条で定める市町村警察官が司法警察官の権限の下でこれらの業務に参加することを認めることができる。
- ⑥ 場所の形状を考慮して、車両がこの保護区域内に侵入する可能性があるとき、第1項の決定は、保護区域への通行を運転手の同意を得た車両訪問に従属させることもできる。これらの業務は、刑事手続法典第16条第2号から第4号で定める公務員、及び、これらの公務員の責任の下で、刑事手続法典第20条、第21条第1号、第1号の2及び第1号の3で定める公務員のみが行うことができる。
- ⑦ この保護区域内で通行又は往來するために、安全性の検査、目視検査若しくは手荷物検査、又は、車両訪問に従うことを拒否した者は、その通行を禁止され、又は、本条第6項で定める公務員によって保護区域の外に職権で閉め出される。
- ⑧ 本条を適用して保護区域を設置する県知事の決定の有効期間は1ヶ月を超えてはならない。第1項で定められる諸要件が引き続き満たされれば、

県における国家代表、又は、パリでは警視総監は、この期間を超えて本決定を更新することができる。

第7章 礼拝場の閉鎖

L 第 227-1 条〔テロ予防のための礼拝場の閉鎖〕 テロ行為の実行を予防する唯一の目的のために、県においては国家代表又はパリでは警視総監が、そこで発せられた言葉、流布された考え若しくは理論、又は、行われている活動が、暴力、憎しみ若しくは差別を引き起こし、テロ行為の実行を誘発し、又は、そのような行為を賞賛するような礼拝場の閉鎖を宣言することができる。

② その期間は閉鎖を理由付けた状況に比例しなければならず、かつ、6ヶ月を超えることはできない、前項の礼拝場の閉鎖は、理由付決定によって宣言され、公共と行政との諸関係に関する法典第1部第2編第2章で定められた諸要件における対審手続によって行われる。

③ 閉鎖決定には、48時間を下回ることができない執行期間が伴い、その期間満了後その措置は職権により執行されうる。ただし、利益を有する者が行政裁判法典L 第 521-2 条に基づき提示される要求をこの期間内に行政裁判所に付託したとき、急速審理裁判官が行政裁判法典L 第 522-1 条第2項を適用して段落に基づき公の法廷の開催の有無を当事者に通知する前に、又は、当事者が公の法廷を通知された場合は裁判官がその要求について裁定する前に、この措置は職権で執行することはできない。

L 第 227-2 条〔刑罰規定〕 L 第 227-1 条を適用してなされた礼拝場の閉鎖措置への違反は、6ヶ月の懲役及び7,500ユーロの罰金により処罰される。

第8章 行政統制・監視個別措置

L 第 228-1 条〔テロ予防のための内務大臣による措置〕 テロ行為の実行を予防する唯一の目的のために、その行動が公共の安全及び秩序に特に深刻

な脅威であると思われる重大な理由が存在する者で、かつ、テロ行為を教唆し、促進し、若しくは、テロ行為に参加する人物又は組織と恒常的に関係をもつ者、又は、テロ行為の実行を教唆し若しくはテロ行為を賞賛する主張を支持し、その流布が表明されるイデオロギーへの賛同の示威行進を伴う場合にこのような主張を流布し、若しくは、このような主張に賛同する者は、本章で定める義務を内務大臣により命じられうる。

L 第 228-2 条〔テロ予防のための居所指定等〕⁽²⁵⁾ 内務大臣は、パリ共和国検事及び領域上所管する共和国検事に通知した後、L 第 228-1 条で定める者に以下のことを義務付けることができる。

- 一 市町村の領域内にすることはできない定められた区域の外に移動しないこと。この区域の画定は、当事者が家族的及び職業的生活を追求することを可能にし、必要に応じて、通常の居所の領域以外の他の市町村の領域又は他の県の領域にも拡張する。
- 二 この義務が日曜日及び祝祭日に適用されるかどうかを指定して、1 日に 1 回の限度で、警察又は憲兵隊に定期的に出頭すること
- 三 その居所及び居所の変更すべてを宣言すること

② 本条第 1 号から第 3 号に定める義務は、大臣の決定の通知から最長 3 ヶ月間宣言される。L 第 228-1 条で定める諸要件が引き続き満たされたとき、この義務は、最長 3 ヶ月間、理由付決定により更新することができる。6 ヶ月の累積期間を超えれば、各更新には新規又は追加の証拠の存在が必要となる。本条第 1 項から第 3 項に定める義務の累積期間は、12 ヶ月を超えてはならない。これらの措置は、L 第 228-1 条で定める諸要件がもはや満たされなくなるとすぐに解除される。

③ 本条第 1 号から第 3 号に定める義務を更新するすべての決定は、その効力発生の遅くとも 5 日前までに当事者に通知される。当事者が決定の通知

⁽²⁵⁾ L 第 228-2 条には、2018 年 2 月 16 日憲法院 QPC 判決第 691 号により解釈留保が付されている (Cons. 17 et 18)。

から 48 時間以内に提出された⁽²⁶⁾ 要求を行政裁判官に付託したとき、その措置は裁判官がその要求について裁定する前に効力を生じることはい。

- ④ 本条第 1 号から第 3 号に定める義務に従う者は、決定の通知又は各更新の通知の日から⁽²⁷⁾、地方行政裁判所にこの決定の取消しを付託することができる⁽²⁸⁾。これらの訴えは、行政裁判法典 L 第 521-1 条及び第 521-2 条で定める手続を妨げることなく、行使される。

L 第 228-3 条〔テロ予防のための電子監視措置〕 L 第 228-2 条第 2 号に定める義務の代わりに、内務大臣は、L 第 228-2 条第 1 号で定める措置の対象者に対し、パリ共和国検事及び領域上所管する共和国検事に通知した後、携帯電子監視下にその対象者を置くことを提案することができる。この代替措置をとるためには、当事者の書面による同意を必要とする。この場合、本条第 1 号を適用して課せられる区域は、県の領域内にすることはできない。

- ② 移動式電子監視機器の配置は、L 第 228-2 条第 1 号を適用してとられた措置の期間中に決定される。この配置は、装置の一時的な機能不全の場合又は当事者の請求により終了し、その当事者は L 第 228-2 条第 2 号で定める義務に服することができる。

⁽²⁶⁾ L 第 228-2 条第 3 項第 2 文の当初の文言は、「行政裁判法典 L 第 521-2 条に基づいて提出された」であったが、「行政裁判法典 L 第 521-2 条に基づいて」という文言は裁判を受ける権利を侵害するとして、2018 年 2 月 16 日憲法院 QPC 判決第 691 号により違憲とされた。憲法院は、立法者にこの規定を合憲となるように改正する猶予を与え、2018 年 10 月 1 日に無効となる将来効判決を下したが、結局期日までに法改正が行われなかったため、この文言は無効となった。

⁽²⁷⁾ L 第 228-2 条第 4 項第 1 文の当初の文言は、「通知の日から 1 ヶ月の期間内に」であったが、「1 ヶ月の期間内に」という文言は裁判を受ける権利を侵害するとして、2018 年 2 月 16 日憲法院 QPC 判決第 691 号により違憲無効とされた。

⁽²⁸⁾ L 第 228-2 条第 4 項第 1 文の後に、当初は、「地方行政裁判所は付託された日から 2 ヶ月以内に裁定する」という第 2 文があったが、第 2 文は裁判を受ける権利を侵害するとして、2018 年 2 月 16 日憲法院 QPC 判決第 691 号により違憲無効とされた。

③ 当事者は、移動式電子監視機器の配置期間を通じて、行政当局がいつでも遠隔地において、L 第 228-2 条第 1 号を適用して画定された区域を離れていないことを保証する技術装置を着用することを要求される。当事者がこの区域を離れたとき、又は、技術装置の運用が改竄された場合を除いて、行政当局は技術装置を当事者の位置を特定するために使用することはできない。

④ コンセイユ・デタの議を経たデクレは、本条の適用態様を定める。コンセイユ・デタの議を経たデクレは、個人データの自動処理を実施するために、第 3 項で定める遠隔制御を可能にする技術装置の使用がその目的のために授權された私人に委託されうる諸要件を定めることができる。

L 第 228-4 条〔テロ予防のための他の義務付け〕 内務大臣は、L 第 228-2 条及び L 第 228-3 条を適用しないときは、パリ共和国検事及び領域上所管する共和国検事に通知した後、第 228-1 条で定めるすべての者に以下のことを義務付けることができる。

- 一 自宅及び自宅の変更すべてを宣言すること
- 二 自宅のある市町村の領域よりも制限的ではない定められた区域の外への旅行を報告すること
- 三 当事者の家を含むことはできない定められた場所には出戻しないこと。この義務は、当事者の家族的及び職業的生活を考慮に入れる。

② 本条第 1 号から第 3 号で定める義務は、大臣の決定の通知から最長 6 ヶ月間宣言される。L 第 228-1 条で定める諸要件が引き続き満たされる場合、これらの義務は、最長 6 ヶ月間、理由付決定によって更新することができる。6 ヶ月の累積期間を超えれば、更新には新規又は追加の証拠の存在が必要となる。本条第 1 号から第 3 号で定める義務の累積期間は、12 ヶ月を超えてはならない。これらの措置は、L 第 228-1 条で定める諸要件がもはや満たされなくなるとすぐに解除される。

③ すべての更新決定は、その効力発生の遅くとも 5 日前までに当事者に通知される。当事者が決定の通知から 48 時間以内に行政裁判法典 L 第 521-

2条に基づいて提出された要求を行政裁判官に付託したとき、その措置は裁判官がその要求について裁定する前に効力を生じることができない。

- ④ 本条第1号から第3号に定める義務に従う者は、決定の通知又は各更新の通知から2ヶ月の期間内に、地方行政裁判所にこの決定の取消しを付託することができる。地方行政裁判所は付託された日から4ヶ月以内に裁定する。これらの訴えは、行政裁判法典L第521-1条及び第521-2条で定める手続を妨げることなく、行使される。

L第228-5条〔テロ予防のための接触禁止〕⁽²⁹⁾ 内務大臣は、パリ共和国検事と領域上所管する共和国検事に通知した後、L第228-2条からL第228-4条を適用する場合を含めて、L第228-1条で定めるすべての者に対して、その行動が公的安全への脅威になると思われる重大な理由が存在する、特に指定された一定の人物と直接的又は間接的な関係をもたないように義務付けることができる。

- ② 本条第1項で定める義務は、大臣の決定の通知から最長6ヶ月間宣言される。6ヶ月の累積期間を超えれば、更新には新規又は追加の証拠の存在が必要となる。本条第1項で定める義務の累積期間は、12ヶ月を超えてはならない。この義務は、L第228-1条で定める諸要件がもはや満たされなくなるとすぐに解除される。
- ③ すべての更新決定は、その効力発生の遅くとも5日前までに当事者に通知される。当事者が決定の通知から48時間以内に行政裁判法典L第521-2条に基づいて提出された⁽³⁰⁾要求を行政裁判官に付託したとき、その措置は裁判官がその要求について裁定する前に効力を生じることができない。

⁽²⁹⁾ L第228-5条には、2018年3月29日憲法院QPC判決第695号により解釈留保が付されている(Cons. 51, 52 et 53)。

⁽³⁰⁾ L第228-5条第3項第2文の当初の文言は、「行政裁判法典L第521-2条に基づいて提出された」であったが、「行政裁判法典L第521-2条に基づいて」という文言は裁判を受ける権利を侵害するとして、2018年3月29日憲法院QPC判決第695号により違憲とされた。憲法院は、立法者にこの規定を合憲となるように改正する猶予を与え、2018年10月1日に無効となる将来効判決を下したが、結局期日までに法改正が行われなかったため、この文言は無効となった。

い。

- ④ 本条第1項に定める義務に従う者は、決定の通知又は各更新の通知から2ヶ月の期間内に、地方行政裁判所にこの決定の取消しを付託することができる⁽³¹⁾。これらの訴えは、行政裁判法典L第521-1条及び第521-2条で定める手続を妨げることなく、行使される。

L第228-6条〔内務大臣の決定の通知〕 L第228-2条からL第228-5条を適用してとられる内務大臣の決定は、書面により理由を付される。内務大臣又はその代理人は、L第228-3条に基づいてとられる措置を除き、当事者に対し、決定の通知から最長8日以内に所見を提出する機会を提供しなければならない。

L第228-7条〔刑罰規定〕 L第228-2条からL第228-5条を適用して定められた義務を回避する事実は、3年間の懲役及び45,000ユーロの罰金により処罰される。

第9章 訪問及び押収

L第229-1条〔テロ予防のための訪問（行政家宅捜索）及び押収〕 テロ行為の実行を予防する唯一の目的のために、かつ、その行動が公共の安全及び秩序に特に深刻な脅威であると思われる重大な理由が存在する者で、かつ、テロ行為を教唆し、促進し、若しくは、テロ行為に参加する人物又は組織と恒常的に関係をもつ者、又は、テロ行為の実行を教唆し若しくはテロ行為を賞賛する主張を支持し、その流布が表明されたイデオロギーへの賛同の示威行進を伴う場合にこのような主張を流布し、若しくは、このような主張に賛同する者が、頻繁に訪れる場所であると思われる重大な理由が存在するとき、県においては国家代表又はパリでは警視総監の理由付付

(31) L第228-5条第4項第1文の後に、当初は、「地方行政裁判所は付託された日から4ヶ月以内に裁定する」という第2文があったが、第2文は裁判を受ける権利を侵害するとして、2018年3月29日憲法院QPC判決第695号により違憲無効とされた。

託に基づき、パリ大審裁判所の勾留決定裁判官⁽³²⁾は、書面による理由付命令により、及び、パリ共和国検事の意見の後に、その場所の訪問及びその場所にあるデータ⁽³³⁾の押収を許可することができる。

- ② 前項の業務は、議会任期の行使又は弁護士、司法官若しくはジャーナリストの専門的活動に割り当てられた場所及び当事者の自宅を対象とすることはできない。
- ③ パリ大審裁判所の勾留決定裁判官への付託に先立ち、前項の業務に関連するすべての証拠を認知するパリ共和国検事及び領域上所管する共和国検察官への情報通知が行われる。第1項の命令は、パリ共和国検事と領域上所管する共和国検事に通知される。
- ④ 第1項の命令は、訪問及び押収の業務が実行される場所の住所、これらの業務を実行する権限を付与された公務員の役務及び資格、これらの業務を補佐し、勾留決定裁判官にその経過を通知する任務を負う当該場所を現在領域上所管する司法警察官を任命する当局の長の行政登録番号、並びに、土地の所有者又はその代理人についての自らの選択による弁護士依頼権を記載するものとし、この弁護士依頼権の行使は第1項に基づいて許可された業務を中断しない。
- ⑤ 第1項の命令は直ちに執行する。

L 第 229-2 条〔訪問（行政家宅搜索）及び押収の通知〕 前条の命令は、訪問の際に現地で土地の所有者又はその代理人に通知され、土地の所有者又はその代理人は、受領書又は訪問調書への欄外署名と引換えにその命令の全部謄本を受け取る。土地の所有者又はその代理人が不在の場合、前条の命令は、業務終了後、受取通知付き書留郵便により通知する。通知は受取通知に記載された受領日に行われたものとみなす。受取がない場合、命令

⁽³²⁾ 勾留を命じ又は延長する権限を有する単独裁判官（刑事手続法典第 137-1 条）。

⁽³³⁾ L 第 229-1 条第 1 項の当該文言は、当初「文書、物又はデータ」であったが、「文書、物又は」という文言は財産権を侵害するとして、2018 年 3 月 29 日憲法院 QPC 判決第 695 号により違憲無効とされた。

の通知は裁判執行官の行為によってなされる。

- ② 通知行為においては、訪問を許可する命令及び訪問並びに押収の業務の経過に対する、訴えの方法及び期間を記載する。
- ③ 訪問は、自らの選択により弁護人依頼権を行使できる、土地の所有者又はその代理人の存在の下で実行される。土地の所有者が不在の場合、訪問の任務を負う公務員は、その権限の下に置かれていない2名の証人の存在の下でのみ、訪問を行うことができる。
- ④ 訪問は、午前6時以前及び午後9時以後開始することはできないが、ただし、業務の緊急性又は必要性に基づいてパリ大審裁判所の勾留決定裁判官によって承認された明示的な、書面による、理由付の許可のある場合を除くものとする。
- ⑤ 訪問は、それを許可した勾留決定裁判官の権限及び統制の下で実行される。この目的のために、勾留決定裁判官は、業務に参加する公務員にあらゆる指示を与える。勾留決定裁判官は、有益であると判断した場合、その業務中に敷地内に移動し、いつでも、土地の所有者若しくはその代理人の付託に基づき、又は、その固有の判断により、その業務の中断又は中止を決定することができる。この統制を行使するために、訪問がパリ大審裁判所の管轄外で行われたとき、パリ大審裁判所の勾留決定裁判官は、その訪問が実行された場所の管轄権を有する大審裁判所の勾留決定裁判官に委任権限を付与することができる。
- ⑥ 犯罪が確認された場合、司法警察官はその調書を作成し、あらゆる必要な押収を行い、領域上所管する共和国検事に遅滞なく通知する。
- ⑦ 業務の態様及び経過を記載し、実行された検証を記録する調書は、訪問を行った公務員によってその場で作成される。調書は、その資格及び役務又は配属当局を刑事手続法典第15-4条で定める行政登録番号により身分証明することができる、訪問を行った公務員及びその場所に存在する領域上所管する司法警察官、並びに、土地の所有者若しくは必要に応じてその代理人、又は、証人によって署名される。署名拒否の場合、その旨を調書

に記載する。

- ⑧ 調書の原本は、作成され次第、訪問を許可した裁判官に送付される。原本の謄本1部は、土地の所有者又はその代理人に、受取通知付き書留郵便により送付又は通知される。
- ⑨ 調書には訴えの期限及び手段を記載する。
- ⑩ 訪問中に、訪問を行っている公務員が、L第229-1条第1項に定める諸要件を満たす他の場所の存在を明らかにする証拠を発見した場合、その公務員は、命令を下した裁判官の、手段を選ばない緊急の場合に認められた許可に基づき、遅滞なくこれらの場所の訪問を行う。この許可は、本条第7項で定める調書に記載する。
- ⑪ 訪問を許可した裁判官及びそのために付託される大審裁判所は、第7項で定める調書における行政登録番号により身分証明されるすべての者の氏名にアクセスすることができる。

L第229-3条〔訪問（行政家宅捜索）及び押収の命令に対する控訴〕

第1節 訪問及び押収を許可する命令は、パリ控訴院第一院長への控訴の対象となりうる。当事者は弁護士を指定する必要はない。

- ② 前項の控訴は、15日以内に書留郵便により大審裁判所書記課に送付又は通知された宣言書によって行われる。この期間は命令の通知から進行する。この控訴は中断しない。
- ③ 大審裁判所書記課は、案件書類を遅滞なく控訴院書記課に移送し、当事者は控訴院書記課において案件書類を参照することができる。
- ④ パリ控訴院第一院長の命令は、刑事手続法典により定められる準則に従って、上告の対象となりうる。上告の期限は15日とする。

第2節 パリ控訴院第一院長は、勾留決定裁判官によって許可された訪問及び押収の業務の経過に対する訴えを管轄する。当事者は弁護士を指定する必要はない。

- ② 前項の訴えは、15日以内に書留郵便により大審裁判所書記課に送付又は通知された宣言書によって行われる。この期間は訪問調書の送付又は受

領から進行する。この訴えは中断しない。

- ③ パリ控訴院第一院長の命令は、刑事手続法典により定められる準則に従って、上告の対象となりうる。上告の期限は15日とする。

L 第 229-4 条〔訪問（行政家宅捜索）及び押取の際の留め置き〕

第1節 その行動が公共の安全及び秩序に特に深刻な脅威であると思われる重大な理由が存在する者が、訪問を正当化するテロ行為の実行の予防の目的との関連性を有する、訪問の場所に存在するデータ⁽³⁴⁾に関する情報を提供する可能性が高いとき、その者は、遅滞なくパリ大審裁判所の勾留決定裁判官に情報通知した後、その業務の展開に真に必要な時間の間、司法警察官によって現場で留め置きをされうる。

- ② 留め置きは訪問の開始から4時間を超えることはできず、勾留決定裁判官はいつでも留め置きを終了させることができる。
- ③ 未成年者の場合は、その留め置きは勾留決定裁判官の明示の同意の対象となる。未成年者は、法的に正当化されることが不可能である場合を除き、その法律上の代理人の保佐を受けなければならない。
- ④ 勾留決定裁判官への情報通知又は勾留決定裁判官の明示の合意は、第3節第1項で定める調書に記載する。

第2節 留め置きをされた者は、司法警察官又は司法警察官の統制の下での司法警察員によって、留め置きをされた者が理解する言語で以下のことを直ちに通知される。

- 一 留め置き措置の法的根拠
- 二 留め置き措置の最長期間
- 三 留め置きをされている者が対象となっている留め置きが審理に付され得ないこと、及び、留め置きをされている者が黙秘権を有すること
- 四① 留め置きをされている者が司法警察官によって自身の選択によりあ

(34) L 第 229-4 条第 1 節第 1 項の当該文言は、当初「文書、物又はデータ」であったが、「文書、物又は」という文言は財産権を侵害するとして、2018年3月29日憲法院 QPC 判決第 695 号により違憲無効とされた。

らゆる者及び自身の雇用者に通知させる権利を享受していること

- ② 司法警察官は、留め置きに関連する必要性のために、この要求を認める必要がないと判断するとき、直ちにこのことを勾留決定裁判官に付託し、勾留決定裁判官は、必要があれば、この要求を認めることを決定する。
- ③ 調書に記載しなければならない困難な状況を除いて、本第4号第1項を適用して司法警察官に課せられる任務は、留め置きをされた者がその要求をしたときから遅くとも2時間以内に迅速に行わなければならない。

第3節 司法警察官は、留め置きを正当化する理由を調書で示す。この調書は、留め置きの開始日時、留め置きの終了日時及び留め置きの期間を明示する。

- ② この調書は、当事者の署名に付される。当事者が調書に署名することを拒否した場合、署名拒否の事実及び理由が調書に記載される。
- ③ 調書の謄本が当事者に引き渡された後に、その調書は勾留決定裁判官に移送される。
- ④ 留め置き期間は、必要があれば、警察留置期間に算入する。

L 第229-5条〔テロ予防のためのデータの押収〕

第1節 テロ行為の実行を予防する唯一の目的のために、訪問によって当事者の行動による公共の安全及び秩序に対する特に深刻な脅威に関連するデータ⁽³⁵⁾の存在が明らかになったときは、それらの押収、及び、訪問の場所に存在するすべての情報処理装置又は端末機器において含まれるデータの押収を行うことができ、このデータの押収は、そのコピーにより、又は、そのコピーが訪問の時間内に実現又は達成され得ないときはその機材の押収により行う。

⁽³⁵⁾ L 第229-1条第1節第1項の当該文言は、当初「文書、物又はデータ」であったが、「文書、物又は」という文言は財産権を侵害するとして、2018年3月29日憲法院 QPC 判決第695号により違憲無効とされた。

② 情報のコピー又は情報処理装置若しくは端末機器の押収は、司法警察官の立ち会いの下で行われる。L 第 229-2 条で定める調書は、押収の理由を示し、押収されたデータ⁽³⁶⁾の目録を作成する。この調書の謄本は、L 第 229-2 条第 3 項で定める人物及び許可を行った裁判官に引き渡される。押収された証拠は、訪問を行った当局の長の責任の下で保管される。押収後は、何人も裁判官の許可なくこれらにアクセスできない。

第 2 節 訪問終了後、行政当局は、パリ大審裁判所勾留決定裁判官に、押収されたデータの利用を許可することを要求する。裁判官は、訪問によって明らかになった証拠を勧案して、付託から 48 時間以内に、押収の適法性及び行政当局の要求について裁定する。訪問を正当化したテロ行為囑託の予防の目的とのあらゆる関連性を奪われた証拠は、その許可から排除される。

② 第 1 項の命令は、受取通知付き書留郵便により通知する。通知は受取通知に記載された受領日に行われたものとみなす。受取がない場合、命令の通知は裁判執行官の行為によってなされる。

③ 通知行為においては、押収されたデータの利用を許可する命令に対する、訴えの方法及び期間を記載する。通知行為には、入力されたデータの利用を承認した決定に対する訴えのための手段と期間が含まれる。

④ 押収されたデータの利用を許可する命令は、48 時間の期限内で、L 第 229-3 条第 1 節第 1 項から第 3 項までに定める態様に応じて、パリ控訴院第一院長への控訴の対象となりうる。第一院長は、48 時間以内に裁定する。

⑤ パリ控訴院第一院長の命令は、刑事手続法典により定められる準則に従って、上告の対象となりうる。上告の期限は 15 日とする。

⑥ 却下の最終的な決定がなされた場合、コピーされたデータは消去され、

⁽³⁶⁾ L 第 229-1 条第 1 節第 2 項の当該文言は、当初「文書、物又はデータ」であったが、「文書、物又は」という文言は財産権を侵害するとして、2018 年 3 月 29 日憲法院 QPC 判決第 695 号により違憲無効とされた。

押収された機材は、押収されたときの状態のまま、その所有者に返還される。

- ⑦ 本条で定める手続に従って許可された押収されたデータ及び機材の利用に真に必要であると認められた期間において、押収されたデータ及び機材は、訪問及び押収を行った当局の長の責任の下で保管する。情報処理装置又は端末機器は、場合によってはそれらが含んでいるデータのコピーを行った後に、その押収日から最長15日の期限終了後、又は、この最長15日の期限内に付託された裁判官がそれらが含んでいるデータの利用を許可した日から最長15日の期限終了後、その所有者に返還される。コピーされたデータは、その押収日から最長3ヶ月の期限終了後、又は、最長3ヶ月の期限内に付託された裁判官がその利用を許可した日から最長3ヶ月の期限終了後、消去される。

- ⑧ 押収された機材に含まれるデータへのアクセス又はコピーされたデータの利用において困難がある場合、必要などときには、本第2節第7項で定める期限は、その期限終了前の少なくとも48時間以内に行政当局によって付託されたパリ大審裁判所勾留決定裁判官によって、同じ期限だけ延長することができる。裁判官は、行政当局によって提示された延長の要求について48時間以内に裁定する。データ及び押収された機材の利用又は検査によって違法性が確認されたときは、これらのデータ及び機材は刑事手続に関して適用される準則にしたがって保管される。

L 第229-6条〔訪問（行政家宅搜索）及び押収に対する損害賠償請求〕 司法裁判所は、司法機関法典L第141-1条で定める要件の下で、本章を適用してとられた措置に起因する損害賠償訴訟を扱う権限を有する。

第10章 議会統制

L 第22-10-1条〔議会によるテロ予防のための行政措置の統制〕 国民議会及び元老院は、本編第6章から第9章を適用して行政当局によってとられた措置について、遅滞なく通知を受ける。行政当局は、これらの諸規定を

適用してとるすべての行為の謄本を遅滞なく国民議会及び元老院に送付する。国民議会及び元老院は、これらの措置の統制及び評価の枠組みの下であらゆる補完情報を求めることができる。

② 内閣は、毎年、前項の措置の適用についての詳細な報告書を議会に送付する。

* 第2編第6章から第10章までの諸規定は2020年12月31日まで適用される。

[付記]

* 本稿は、平成28～30年度科学研究費(基盤研究(C))「政府の憲法解釈の実証的研究」及び平成29～31年度科学研究費(基盤研究(C))「立法及び裁判手続における立法事実の活用に関する研究」の研究成果の一部である。